# 令和８年度第６回あわら市農業委員会定例総会議事録

１．開催日時　　令和８年９月28日（月）午後１時30分から午後３時00分まで

２．開催場所　　あわら市役所　全員協議会室

３．出席委員（12人）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 会長 | 13番 | 加藤　秀信 | | | |
| 会長職務代理者 | ２番 | 田川　幹雄 | | | |
| 委員 | ３番 | 田嶋　睦 | ４番 | 川崎　善徳 | |
| | ５番 | 江川　直美 | ６番 | 塚田　倫一 | |
| | ７番 | 石谷　吉昭 | ９番 | 田崎　正實 | |
| | 10番 | 石田　継治 | 12番 | 炭田　学 | |
| | 11番 | 堀川　治夫 | 14番 | 朝倉　　雪 | |

４．欠席委員（２人）　１番　吉村　智和　　８番　中嶋　豊美

５．議事日程

第１　　開会

第２　　会長挨拶

第３　　業務報告

第４　　議事録署名人の指名

第５　　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について

議案第３号　現況証明願について

議案第４号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出の報告について

第６　　その他

⑴　10月の農業委員会定例総会開催予定について

⑵　その他

第７　　閉会

６．事務局　　局長　　宮川　豊一　　局長補佐　藤井　恭代

主任　　川﨑　直樹　　主査　　板東　裕美　　主事　　酒井　麻江

７．会議の概要

| |
|---|
| **◇開会宣言** |
| **◇会長あいさつ** |
| **◇定足数の確認** |

| | |
|---|---|
| 事務局 | 出席状況報告。<br>委員総数24名中、出席委員18名。農業委員総数14名の過半数以上の出席。農業委員会等に関する法律第27条第３項の規定により、会議成立。 |
| **◇業務報告** | |
| 事務局 | **【業務報告】** |
| **◇議事録署名人の指名** | |
| 議長 | 議事録署名人に、14番・朝倉委員、３番・田嶋委員を指名 |
| **◇議　　事** | |
| 議長 | 続きまして、日程第５　議事に入ります。 |
| **◇議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について** | |
| 事務局 | 【事務局説明】（番号７番については、保留とする。） |
| 議長 | 次に、地区担当委員の説明を求めます。<br>番号１番について、11番　堀川委員お願いいたします。 |
| 11番 | 今ほどの事務局の説明で問題ないと思います。 |
| 議長 | 次に番号２番、６番については１番・吉村委員ですが、本日欠席のため先ほどの事務局の説明に変えさせていただきます。次に番号３番、４番について２番・田川職務代理者お願いいたします。 |
| ２番 | 事務局の説明通り問題ないと思われます。 |
| 議長 | 次に番号５番について、９番・田崎委員お願いいたします。 |
| ９番 | 事務局の説明通りで問題ないと思います。 |
| 議長 | それでは、これらの案件について、ご質問はありませんか。 |
| 12番 | １番の○○県の方が畑を耕すということを説明されてたと思うんですけど、移住されて耕すのかということが１つ。<br>もう一つは、３番の△△さんが譲り受けをする田んぼの一角なんですけども、もうすでに隣りは、他の方が作られているんだけど、この一筆だけ△△さんが作るということはありえないと思うので、△△さんがこの隣の作付けされているところに委託するとか、中間管理事業に渡してそこから渡すのか、どういうふうにやるのかということが今の説明のでは分からなかったので、そこを教えてほしいなというふうに思います。<br>７番については、また終わってからちょっと説明、お伺いしたいなと思います。 |
| 事務局 | まず番号１番なんですけれども、隣ではないんですけども、歩いて１　、２分のところの空き家も取得予定でございまして、簡単な農機具は譲渡人の□□さんがお持ちのものをお譲りするというふうに伺ってますので、それらでもって移住してから耕すというふうに伺っております。 |
| 12番 | 移住するということになっているということですね。わかりました。 |
| 事務局 | 番号３番ですけれども、８ページの調書をご覧ください。おっしゃる通り、●●さんがこの辺りは耕作されておりますので、中間管理機構を介して、●●さんに貸し付ける予定であると伺っております。△△さんも●●の構成員でいらっしゃるため、転貸等には当たらないということで許可できるということで丸をつけさせていただいております。 |
| 12番 | それであれば、受付番号４番と同じような対応にはしなくて、△△さんが譲り受けをして、●●に貸出するという、７平米ぐらいはね。４番と同じようにはできなかったんですか？△△さんが買い取って戻すのではなく、●●さんが買い取って戻すということですね。 |
| 事務局 | そういうことです。 |
| 議長 | 他にございませんか。 |
| | （質問なし） |

| | |
|---|---|
| 議長 | ほかに質問がないようですので、採決に入ります。「議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について」許可することに賛成の方の挙手を求めます。 |
| | （賛成全員） |
| 議長 | 全員賛成です。よって許可相当と認めます。 |
| **◇議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について** | |
| 事務局 | 【事務局説明】 |
| 議長 | 次に、地区担当委員の説明を求めます。<br>番号１番について、７番・石谷委員　お願いします。 |
| ７番 | 事務局報告のとおり問題ないと思います。 |
| 議長 | 次に本件について本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して９番・田崎委員に調査結果の報告をお願いいたします。 |
| ９番 | 本日午前９時から石田委員、堀川委員、事務局、そして私の４人で現地を確認した結果、事務局の説明通りで問題ないと思います。 |
| 議長 | それではこの案件について何かご質問ございませんか。 |
| | （質問なし） |
| 議長 | ないようですので、採決に入ります。<br>議案第２号　「農地法第５条の規定による許可申請について」県に進達する事に賛成の方の挙手を求めます。 |
| | （挙手全員） |
| 議長 | 全員賛成です。よって県に進達するものと致します。 |
| **◇　議案第３号　現況証明願について** | |
| 事務局 | 【事務局説明】 |
| 議長 | 次に、地区担当委員を求めます。番号１番について、３番・田嶋委員お願いします。 |
| ３番 | 事務局の説明通りだと思います。 |
| 議長 | 次に番号２番について１番・吉村委員ですが、本日欠席のため先ほどの事務局の説明に変えさせていただきます。<br>次に本件について、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して９番・田崎委員に調査結果の報告をお願いいたします。 |
| ９番 | 前の議案と同様、午前中４名で現地を視察した結果、事務局の説明通りで問題ないと思われます。 |
| 議長 | それでは、この案件について、ご質問はありませんか。 |
| 12番 | ２番の件ですが、現、■■が平成７年に建てた時に申請許可は取られているんですか。 |
| 事務局 | 転用の許可ということでしょうか。建築確認については当時回覧が回ってはいると思うんですけれども。建築確認が出されたかは確認していません。今から30年前ぐらいになると思うんですけど、平成７年の時に建設課には建築確認の申請は上がってきたと思うんですけど、それを農業委員会に確かめてくださいっていう案内はなかったと思われます。 |
| 12番 | ちょっとよろしいですか。そういう灰色の状態の中で、改めて今、農業委員会として了承するということは、前のやり方も含めて了承という形になりますよね。それで正しいんですか。 |
| 事務局 | この現況証明という制度そのものなんですけど、これについては、元を正せば違反転用から始まっているのは間違いない話です。去年もそういう話があったと思います。それにつきましては、20年以上経過しているっていう、時効という考えのもとに、現況証明願いっていう制度を運用している。 |

| | |
|---|---|
| | これは日本全国このやり方でやっていますので、現況証明願という制度で、昔は違反転用をした、届け出とか何もしてない状況を20年以上継続したままでやってるんで、本当はダメなんだけど、時効でもう仕方ないよね、やむを得ないよねっていう考えのもと、この制度があるっていう中で、現況証明があるっていうのをちょっとご理解願いたいかなと思います。その話は昨年もしていると承っています。<br>これは間違いなくこの■■が悪いのは分かってるんですけど、先ほど言った通り、採砂場の道路が建設されたのは40数年前で、事務所および資材置場、これも30年以上経っているというような状況なので仕方ないのかなというふうに考えます。<br>局長が言いました通り、民法上の時効という扱いです。<br>また、これについては福井県の事務取扱規則とかでも20年ぐらいでという話でやっています。この運用については、各市町の農業委員会で決めてもらえばいいというふうになっています。だいたいは、20年っていうことでやっているので、あわら市農業委員会は平成16年からやってるんですけど、20年っていうことの運用でずっとやっているというような状況です。 |
| 12番 | 状況は分かったんですけど、結局やったもん勝ちみたいになっていますよね。<br>現況の証明を農業委員会が採択するということは、勝手にやったことについても最終的に認めてしまうということになるので、何らか、もう二度とやらないために業者に対するペナルティというか、忠告というか勧告というか何かしないことにはやったもん勝ちになってしまうので、また起きるのではないんですか。何もなしに認めてしまうのか、なんか今後はダメだよみたいな念押しをするのか、なにかしないことにはいけないと思います。 |
| 7番 | 結果からすると、畑から変えてもらった方が、固定資産税額が上がるのでありがたい話なんですね。<br>20年で仕方ないのだろうけど、本当にやり得。<br>今の申請の仕方はどうなのかといったら、建築確認許可は、市は出さないし、県土木事務所が出します。<br>土木事務所は、あわら市から農地転用まで出来てますって確認が取れないから許可申請しませんっていう話ではなかったですよね。 |
| 事務局 | 本当は許可を出さないと言ってほしいんですけど。<br>建築許可の申請が建設課に届きます。すると、建設課の担当は関係する市の部署、農業委員会に対しても照会が来ます。照会が来て、農地かどうか確認します。で、農地だった場合は、我々が直接建て主に（転用）申請してください、まだ工事をしないでくださいっていうことを伝えます。今は、そういう風にやっています。30年前はそれがなかったと思われます。<br>照会されたら、農地転用がまだなので、転用が必要ですっていうことも書かせていただいて、直接、こちらから相手側に連絡して転用が必要なので転用の手続きをしてくださいと伝えています。農業委員会が農地転用の許可出さないと、県が建築許可出さないかというと、そうではなくて、あくまで農業委員会は農業委員会で許可出します。建築確認は県の立場としていろんな要件満たしていれば許可を出します。もしかして転用の許可出てなくても、建築確認の許可出してしまうこともあり得ます。<br>県が農業委員会に確認を求めてくることがないので、こちらは所有者や建築業者に対して、農地ですから転用の許可を取ってくださいっていう指導をするだけです。違法になりますから、農業委員会の立場としての転用許可を取ってくださいということは申し上げております。<br>もしかして、後から「追認」と言いまして、壊しなさいとまではなかなか言えませんので、書類等出していただいて、追いかけて認可するっていう方法があるので、そういった方法を取ることもあり得ます。 |

| | |
|---|---|
| ７番 | 農地転用できてないのになぜ建物を立てられるのか？<br>もしそれをやった場合には罰則はあったんじゃないのか。賢い人間なら絶対やるのではないか。 |
| 事務局 | 違反転用の罰則は有ります。有るのでそれを求めることも可能なんですけど、今、建築法っていうんですかね、その法律では農地転用をしているかどうかっていうのはそこまで確認する必要はないというふうになっているんだと思います。<br>今も言いました通り、今は建設課の方がこちらに情報が届くんで、着工しないでくださいっていうお願いベースですけど、（２ヶ月ぐらい遅れることになりますけど、）農地の転用許可申請を行ってからやってくださいねっていうことで、お願いベースでしております。 |
| 12番 | 今、現況確認願いを受け付けないで、まず農地転用の手続きを先にしてもらった方がいいんじゃないですか。まだ農地転用してないんですよね。その中で現況確認証明の手続きが始まるんですよね。 |
| 事務局 | これはもう長年非農地として取り扱ってきた土地、非農地でも宅地とか雑種地で取り扱った土地であって、20年以上経過しているっていうのをもとに、今更農地転用の許可を受けなさいっていうよりも、農業委員会がここは非農地ですよっていう証明を出すことによって、法務局が地目を変更してくれるという一つの制度としてあるので、この制度に基づきまして、何百件とこの現況証明を認めてきているような状況があります。<br>農振農用地ではダメとか、20年以上非農地でないとダメとかといった規定に合ってる土地だったら、もうやむなしという判断で農業委員会が今まで証明を出してきてるっていうような状況なので、今の制度に則ってやっていくしかないのかなというふうに思います。<br>全国的にもこの現況証明というような制度がある以上は、この制度を使っていけばいいのかなというふうに思いますし、今までも使ってきたっていうのもあります。原点に戻るっていうと、先ほど１回壊すとか、今から30年前に遡って追認してくれっていう農地転用を申請とさせるのかとか、そういうことをおっしゃってるのかなと思うんですけど。 |
| 12番 | 後者の方、壊せとは言わないけど、一応、形上は農地転用しました、遡って。だから現況証明を許可してください、了解っていう、そんな流れにはならないんですかということですね。 |
| 事務局 | 私も経験があるんですけど、これが５年前の違反転用でしたとかっていう場合でしたら、５年前に遡って追認の申請してくださいねって言って出していただいたことはあります。<br>20年以上も前の、今回の場合は30年。通路だけやったのも40年前の話なので、現在は、■■になってますけど、その当時の当事者はもう今この■■ではないっていう状況とかもありますし、この方に転用しなさいとかっていうのはちょっと難しいのかなと思いますし、今ある制度に基づいてやること、できるのならもうこのまま現況証明すればいいかなと思います。他の自治体もやってるっていうのも前提にありますし、今まであわら市農業委員会も100件以上、もう何百件も現況証明しているような状況ですので、この案件のみダメとかっていうことはできないのかなと思います。 |
| 12番 | そしたら、いつになったら原点に戻ることをされるんですか。それはもうすでに始まっていて、必ず農地転用をしてから現況証明をするという風な流れにも切り替わって、事務局としては手続きされておられるんですか。 |
| 事務局 | 今からのものについては、そのあたりは徹底して、建築確認が回ってきたものについても、登記地目と確認しながら、照会に対して回答しております。 |
| 12番 | 去年も同じことを議論したんで、そしたら去年から始まってるというふうに理解していいんですか。 |

| | |
|---|---|
| 事務局 | はい。私が異動してからは建築確認に対しては、そこは徹底して見ております。 |
| 事務局 | 基本的に農地法っていう制度を知っている方、ここにいらっしゃる農業委員は、農地法違反、自分の土地を非農地にしたい場合に転用許可が要るっていうのを知っているんですけど、自分の土地だから何が悪いのかっていうような開き直る方もいます。この農地法のシステムを知らないっていう中で、悪意があまりないっていう状況があるので、この現況証明っていう制度があるっていうのも一つの理由です。制度があることを知っていても、「なぜ許可を取らないといけないのか」と思って勝手にしてしまえというような、そんな人はめちゃくちゃ悪い人なので、そういうのは取り締まるべきだと思うんですけど、自分の家にちょっと「離れ」でも建てようと、隣の田んぼやけど、勝手に埋め立ててやってもいいだろうという、制度を知らないという状況の中でやってしまった行為っていうのを20年以上経って、時効ってことで、もう仕方ないねってことで認めてあげましょうっていうのも含めているので、悪意の有る無しとかも含めて対応していくべきなのかなと思います。 |
| ７番 | 今はないと思いますって話なんだけど、要は、20年過ぎてるから認めようかっていう話なんだけど、逆に言ったら20年間固定資産税取ってないか？建物が立ってるのだから。 |
| 事務局 | 税金については現況課税ということになっていますので、ここについては建物の大きさがあるかもしれませんけど、建物が建っているなら宅地で課税しますし、建物がないような形で、農地でなかったら雑種地で課税していると思います。 |
| ７番 | 建物はどれくらいの大きさですか。 |
| 事務局 | 建物の図面はいただいていません。航空写真等で建物が建ってるっていう写真はいただきますが。ですので面積まではわからないです。必要とはしていないので。 |
| 12番 | この案件についての処置は、この現況確認について最終的に採択するという話の手続きに入るということですか。 |
| 事務局 | そういうことです。 |
| 議長 | 他にございませんか。 |
| 推進委員 | 負担のあることで言いたくないんですけど。まあ、会長らも昔の経験上あると思うんですけど、市の方で航空地図みたいなのを出して、ここは住宅が建ってますけど、一部は農地ですとかっていう、航空写真みたいなのを渡して、農業委員会の地区担当が、農地に家が建ってるけど、一応現況証明として宅地に変更してくださいよっていう、そういった活動も農業委員会がしてましたし、農地型のソーラーパネルを設置しているような農地で、本当にソーラーパネルの下に作物が植えてあるかとか、そういうのも半年か一年に一度か、現地調査に行ったりしてたこともあるので、そういったことも農業委員会としてやっていってもいいんじゃないかなというふうに私は思います。 |
| 議長 | 昔はそういうのはあったかもわからない。私のところ、田舎の方なんでそういうのはなかったんですけども、昔はあったかもわかりませんね。こういうご意見はどうですか。 |
| 事務局 | ありがとうございます。そういった方法で早めに発見できるといいと思うんですけど、現実的に全部拾うっていうのはちょっと大変難しいかなと思います。<br>何か良い方法で早めに発見できる手段といいますか、税務課からも情報が来ないのが現状なので、連携できるところは連携しまして、違反転用がないように引き続き取り締まれたらなと思っております。 |

| | |
|---|---|
| 12番 | 私事なのですが、農地転用して建物を１つ建てて、その時に隣に昔の人が籾殻を廃棄するために単管で囲いを作った。そういう状況の中で、その隣に小屋を建てるということで、土木事務所に申請をすると、航空写真で、籾殻のものは認めない、あるから認めません、撤去しなさいということで、しょうがないから撤去するという形を取るんですよ。だから土木事務所はちゃんとそれを見ていて、許可している建物か、申請がされている建物か、してない建物かを見て、それで新たに物を建てる時に、遡ってそれを撤去しなさいと指導して、それでなければ受け付けませんよというふうなことを現状やっておられて、私どももそれに引っかかって屋根を取らないといけないんですけどね。<br>といった訳で、そういうことができてるんですよ、土木事務所は。<br>だから同じような仕組みがあるんであれば、土木事務所に勉強しに行って、そういうことができる環境を揃えるとか、そういうこともあってもいいのかなというふうに思いますけどね。 |
| 事務局 | 建築確認については、県の許可というところで、そこまで踏み込めるかというのがありますので。現状、本当に建築確認が出てきた時に注意して所有者に促すことを徹底していくことしかないのかなと思っております。 |
| 12番 | ずいぶん前に、農地に残土を捨てるとか産業廃棄物を捨てるということが〇〇地区の中でやられていて、それを申請なく農地でやってたというようなことがあったと認識しているんだけど、勝手にやってしまったものとして申請が出てこなかったら、どんどん産業廃棄物を捨てる場所になってしまうということが起きるので、ある程度は、農地を守るためには、なんかのチェックを定期的にやれて、そういう違法なこと、しかも農地に対して非常に悪のあるようなことを未然に防がないと、農地って守れないんじゃないかなというふうには思いますけどね |
| 事務局 | 全くその通りで、事務局だけでは市内一円、全部把握することできないので、地区担当の農業委員さんも、今、残土を捨てている業者がいるとかっていうのがありましたら、農業委員会に連絡していただいて、その人達に問い合わせて、それが違法だったら警察とかっていうような形で皆さんと協力してやっていきたいと思います。残土処分とか何か違法な物を埋めてるみたいなのを見かけましたなど、パトロール等でよく目を光らせてもらえたらなと思います。<br>やってる途中にしないことにはちょっと厳しいので、見つけたらすぐに言ってもらうのが一番ありがたいと思います。 |
| 議長 | 農業委員さん、推進委員さんは、担当地区が決まっていますので、月に何回か、毎日というと大変なので、月に１回でもいいので回って、そういう違法農地があるかどうかだけ分かり次第、事務局に連絡していただきたいと思います。 |
| 議長 | 他にないですか。 |
| | （質問なし） |
| 議長 | 質問がないようですので、議案第３号　「現況証明願について」、「非農地」と判断することに承認する方の挙手を求めます。 |
| | （賛成全員） |
| 議長 | 賛成全員です。よって承認することといたします。 |
| **◇　議案第４号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について** | |
| 事務局 | 【事務局説明】 |
| 議長 | それでは、本案について、何かご質問はありませんか。 |
| | （質問なし） |
| 議長 | ご質問がないようですので、採決に入ります。 |

| | |
|---|---|
| | なお、番号２番については田川職務代理者が関係していますので、まず、１番について採決します。<br>それでは、議案第４号「**農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見**について」、まず、番号１番について、「意見なし」とすることに賛成の方の挙手を求めます。 |
| | （挙手全員） |
| 議長 | 賛成全員です。よって「意見なし」と決定することとし、あわら市に対してその旨回答いたします。次に、番号２番について採決します。田川職務代理者、退席をお願いします。<br>それでは、番号２番について、「意見なし」とすることに賛成の方の挙手を求めます。 |
| | （挙手全員） |
| 議長 | 賛成全員（賛成多数）です。よって、「意見なし」と決定することとし、あわら市に対してその旨回答いたします。田川職務代理者、入室してください。 |
| **◇　報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出の報告について** | |
| 事務局 | 【事務局説明】 |
| 議長 | 本件について、何かご質問ございませんか？ |
| 12番 | ６番目の○○さんという方が▲▲県におられますけども、現状の土地については、どういう風に耕作をするのか教えていただけませんでしょうか。 |
| 事務局 | 一部の田んぼについては、中間管理機構を介して□□さんが耕作することになっております。他の村の中にある小さな自家消費ぐらいの畑とかは順次処理を進めているというふうに伺っております。 |
| | （質問なし） |
| 議長 | 質問がないようですので、報告第１号を終わります。 |
| **◇　その他** | |
| | 【その他（１）事務局説明】 |
| 議長 | 本件について、ご質問はありませんか。 |
| | （質問なし） |
| | 【その他（２）事務局説明】 |
| | ・8/26 運営委員会の内容報告<br>・熊本地震義援金について（集金方法→親睦会会計から振り込む）<br>・福井県農業委員会大会（案内）<br>・福井地区農業委員・農地利用最適化推進委員研修会（案内） |
| 委員 | 【農地法３条の申請について】<br>・書類不備でも受け付けるのか。<br>・外国人が農地を放置して帰国してしまった場合に対する懸念事項について |
| **◇　閉　　会** | |
| 議長 | 他にないようですので、以上をもちまして、本日の会議を閉じます。<br>慎重なるご審議を賜り、ありがとうございました。 |

令和８年９月28日

議　　長

委　　員

委　　員